

会員各位

日本高気圧環境・潜水医学会 事務局

## 定款、定款施行細則の一部改定について

2018年11月29日に行われた理事会ならびに社員総会にて、定款と定款施行細則の一部改定が審議され、下記の通り決議されました。

### 【定款改定】

#### ○委員長の理事会への出席と意見発言について

##### ◆改定理由

学会運営の活性化のため、理事以外に委員会委員長を委嘱することが議論された。

定款第28条(委員会)第4項：「委員会の委員長、委員及び顧問は、理事会の決議を経て、代表理事が委嘱する」となっており、理事以外が委員長を担当することに定款上問題を生じない。

しかしながら、委員長が理事会へ出席し発言する機会が定款上保証されていないため、今回定款の一部改定を行う。

##### ◆主な改定点

「委員会の委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる」とする

#### ○仮名表記の変更について

##### ◆主な改定点

仮名表記を「および」から「及び」に統一する。

### ▼定款の改定点

改定点	改定前	改定後	参照
委員長の理事会への出席と意見発言について	第25条⑩ 高気圧酸素治療安全協会及び高気圧酸素治療技術部会の各代表は、理事会に出席して意見を述べることができる	第25条⑩ 高気圧酸素治療安全協会の代表、高気圧酸素治療技術部会の代表及び委員会の委員長は、理事会に出席して意見を述べることができる	(理事会) 第25条⑩

### 【定款施行細則改定】

#### ○会誌購読会員の会費について

##### ◆改定理由

学会誌の原則PDF化に伴い、紙冊子の印刷料金が増大したため。

ただし、紙冊子形態の学会誌は、会誌購読会員へ無料配布、発送とする。

◆主な改定点

会誌購読会員の会費を、年額20,000円とする

▼定款施行細則の改定点

改定点	改定前	改定後	参照
会誌購読会員の会費について	第 35 条 3 会誌購読会員の会費 年額 10,000円	第 35 条 3 会誌購読会員の会費 年額 20,000円	(会費) 第 35 条 3